

<今号の内容>

1. 平成 27 年度介護報酬改定に係る解釈通知、届出様式等が通知される
2. 地域医療介護総合確保基金の使途等について議論 ～第4回医療介護総合確保促進会議
3. 介護キャリア段位制度、平成 27 年度の実施体制等について議論
～実践キャリア・アップ戦略 第 10 回介護プロフェッショナルワーキンググループ

1. 平成 27 年度介護報酬改定に係る解釈通知、届出様式等が通知される

厚生労働省は、3 月 27 日付「介護保険最新情報 Vol. 435」として「算定基準に係る留意事項通知」、「指定基準に係る解釈通知」等の平成 27 年度介護報酬改定等に関する通知を発出した。また、介護保険最新情報の Vol. 433 (3 月 19 日付) ならびに Vol. 434 (3 月 23 日付) において、平成 27 年度介護報酬改定による単位数等の告示内容についても周知されている。

それぞれ内容の詳細は、WAM NET「介護保険最新情報」を参照されたい。

<http://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/gyoseiShiryou/kaigohoken/kaigoZenpan/kaigoZenpan010/>

関連して、3 月 2 日・3 日に開催された全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議（当日資料：<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000076417.html>）において、経営協が平成 18 年度から求めてきた特別養護老人ホームにおける宿直配置の見直しについて、「最低基準を上回る数の夜勤職員（介護職員又は看護職員）を配置し、かつ、そのうちの一人以上を夜間における防火管理の担当者として指名している場合」には、宿直者の配置を要しないこととする、との要件を緩和することが示された。

（高齢者支援課関係資料 「1. 介護施設等の整備及び運営について」 p. 342 参照）

また、社会福祉法人による利用者負担軽減制度について、「自らの財務状況を踏まえて自主的に事業実施が可能である旨を申し出た社会福祉法人については補助金を申請することなく事業を実施することができる」ことが示された。これは、今般の社会福祉法人制度の見直しにおいて、「再投下財産額」がある社会福祉法人に策定が義務付けられる「再投下計画」において、社会福祉法人による利用者負担の軽減など社会福祉

事業に関する地域における公益的な取組の実施等を最優先に検討するとされていることを踏まえた対応。具体的な実施方法については、平成 27 年度の早いうちに示される予定。(介護保険計画課関係資料「2. 介護保険制度改正における費用負担に関する事項等について」 p 53～58 参照)

2. 地域医療介護総合確保基金の使途等について議論 ～ 第 4 回医療介護総合確保促進会議

3 月 6 日、第 4 回医療介護総合確保促進会議(座長:田中滋 慶應義塾大学名誉教授)が開催され、厚生労働省より地域医療介護総合確保基金について、平成 26 年度の交付状況、平成 27 年度予算案、今後の検討事項と事後評価の視点(案)について説明され、議論が行われた。

(当日資料：<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-hoken.html?tid=206852>)

今回より、本会高齢者福祉事業経営委員会の平田直之委員長、日本社会事業大学専門職大学院井上 由起子 教授が新たに構成員として加わった。

当日は、地域医療介護総合確保基金による事業について、医療分のみで実施されている平成 26 年度における交付状況が報告されたほか、介護分が加わる平成 27 年度予算案の内容、事後評価の視点等として P D C A サイクルを回すしくみ等について説明があり、議論が行われた。

平田委員長からは、平成 27 年度予算案の内容等について、27 年度から基金事業に加わる介護従事者確保に関する事業について、市町村における介護保険事業計画の策定に間に合っていないおそれがあり、各市町村が介護人材確保のための事業を行うために、都道府県からの情報周知と事業を計画するよう呼びかける等の配慮を要望した。

他の構成員からは、医療・介護ともに人材確保に関する事業の充実に関する意見が多く出され、特に、介護分野における人材確保に係る事業として 90 億円が配分されている予算案について、人材確保が喫緊の課題である状況において、より力を入れるべきではないかといった意見や、福祉事業所で働く看護師確保に係る事業についても明確に示すべきといった意見が出された。

また、会議後半では、基金事業のあり方について、地域支援事業との違いや整合性を明確にすべきとの指摘や、事業の枠組みについて、地方における基盤整備に重点的に活用するよう国が方針を示すべきではないかといった意見が出されたほか、都道府県と市町村、市町村同士の連携が重要との意見があった。これらの意見に対して、厚生労働省・唐澤保険局長は、国として地域包括ケアを進めることを決めており、国民にわかりやすいメッセージを出していくことが重要との考えを示した。さらに、基金

事業がそのためにどのように役立ったのかを評価していくこと、都道府県の医療計画と市町村の介護保険計画がうまくつながることが重要との認識のもと、法制度、基金、報酬といった政策手段を講じるとともに、地域包括ケアとはなにかという全体像を示していくことが仕事であり、しっかり考えていきたいと述べた。

次回は、都道府県から提出される平成 26 年度事業の実施報告と事後評価等について協議される予定で、開催期日は未定。

3. 介護キャリア段位制度、平成 27 年度の実施体制等について議論 ～実践キャリア・アップ戦略 第 11 回介護プロフェッショナルワーキンググループ

3 月 26 日、介護プロフェッショナルワーキンググループ（座長：田中滋 慶應義塾大学名誉教授）第 11 回会合が開催され、介護キャリア段位制度について、これまでに評価者（アセッサー）として 7817 名が養成され、428 名がレベル認定を受けたことともに、内部評価（レベル認定のための評価）や外部評価の実施状況等が報告された。

その後、平成 27 年度より所管が内閣府から厚生労働省に移管され「介護職員資質向上促進事業」として実施されること、平成 27 年度の取り組みにおける課題と対応として、アセッサーを増加させるための取り組みやアセッサーのフォローアップ策、外部評価の実施体制の整備等について説明された。そうした状況を踏まえて、27 年度に向けた制度改善（案）として、原則 1 年に 1 回」としている外部評価の実施の緩和、アセッサー等要件の暫定要件の継続、アセッサーの取消要件（講習修了後、1 年以内に評価を開始していない場合に登録を抹消する）の見直し、評価項目の見直しの 4 項目が示された。

協議においては、田中雅子委員（日本介護福祉士会 名誉会長）から、内部評価に取り組んだアセッサーへのアンケート結果から、評価する・評価される双方の職員が、お互い質の高い介護を目指し、高い技術を持った専門職という自覚が出てくるなど意識の変化や、無資格未経験者を採用して育成していく際の OJT に役立っているとのことなどの効果があったことを指摘した。筒井孝子委員（兵庫県立大学大学院 教授）からは、レベル認定者が（目標通りに）増えていないのは、アセッサーの養成が不足していることによると指摘した。また、キャリア段位制度を取り入れた場合の効果として、職員の学習意欲の向上、自己肯定感の上昇があることから、経済的報酬以外の処遇の改善に有用との意見を述べた。

鈴木邦彦委員（日本医師会 常任理事）からは、キャリア段位制度が、介護報酬と連動しなければ広がらないのではないかと意見があったほか、河原四良委員（U Aゼンセン 日本介護クラフトユニオン 顧問・政策主幹）は、2 月に取りまとめられた社

会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会の報告書において、キャリア段位制度に何も触れていなかったことを指摘し、厚生労働省移管後は、老健局と社会・援護局が連携して取り組むべきとの意見があった。これらの意見を受けて田中座長は、介護報酬との連動を含めて、社会・援護局長と老健局長に連携して取り組むよう座長として申し入れたいと述べた。

会員法人の皆様

本会ホームページをご活用ください！

<http://www.keieikyo.gr.jp/>

会員法人情報公開ページ

法人の社会への情報公開のツールとして、ぜひ、ご活用ください。

☆自法人のホームページがなくても**無料**でインターネット上に情報公開ができます。

もちろん、法人の既存ホームページへのリンクも可能です。

(トップページ右上の「会員法人情報公開ページ」をクリック)

WEB経営診断

会員法人が自ら法人の現状把握と経営課題の抽出、改善への取り組みに向けて、手軽にホームページ上にて、**無料**で経営診断できるツールです。

「チェックリスト」「組織風土診断」「財務分析」の3つを利用いただけます。

(ホームページ左の「WEB経営診断」のロゴマークをクリック)

＜「経営協情報」送付先＞

- ・ 電子メールによる直接配信をご希望された全国経営協会員法人
- ・ 全国経営協 協議員・監事・相談役
- ・ 都道府県経営協の正副会長、事務局
- ・ 全国社会福祉法人経営青年会 会員(メールニュース配信希望者のみ)